

# 全労済協会だより

vol.74

## CONTENTS

- 全労済協会の今後の相互扶助事業について ..... 1
- 《寄稿》「業者」と「お客さま」から「ともに運動する主体」へ ..... 2  
労働者福祉中央協議会 前事務局長 高橋 均氏に寄稿いただきました。
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険<sup>②</sup>」 ..... 3  
今回のテーマは「70～74歳の医療費窓口負担のあり方」について考えます。
- 宮城講演会開催のご案内 ..... 4  
2013年5月11日(土) (於: 仙台サンプラザホテル) 講演会開催についてのご案内です。
- 第137回理事会および第38回評議員会報告 ..... 4  
理事会・評議員会の開催報告です。
- 全労済協会からのお知らせ ..... 4  
●当面のスケジュール

## 全労済協会の今後の相互扶助事業について

### ●認可特定保険業への移行●

全労済協会では現在、平成25年6月からの認可特定保険業実施に向けて、準備を進めているところです。なお、現行の相互扶助事業3共済は、以下の通り名称を変更して新制度へ移行する予定です。

現行の名称	改定後の名称
団体建物火災共済	法人火災共済保険
団体(法人)自動車共済	法人自動車共済保険
慶弔(自治体提携用)共済	自治体提携慶弔共済保険

### 【経過】

全労済協会が実施しています相互扶助事業(団体建物火災共済、団体(法人)自動車共済、慶弔(自治体提携用)共済)は、各労働団体や勤労者福祉サービスセンターからのご支援とご協力のもと、その歴史と実績を積み重ねてまいりましたが、いわゆる「無認可共済問題」に端を発して、契約者保護の観点から自主共済を厳密に規制することを目的に、平成18年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」により、共済事業についても原則として保険業法の規定が適用されることになりました。

公益法人に対する改正保険業法の適用は、平成20年

12月の公益法人制度改革関連法の施行日から実施されることになりましたが、平成20年12月1日～平成25年11月30日までの5年間は、経過措置期間として特定保険業(共済事業)として引続き事業を行うことができることになりました。

その後、平成22年11月に公布(平成23年5月施行)された「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」により、全労済協会で開催している相互扶助事業については、厚生労働省へ認可特定保険業の認可申請を行い、認可を取得できれば平成25年11月30日以降も事業を継続できることになりました。

### 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」のポイント

- 契約者保護の観点から自主共済を規制することを目的とした「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年)公布の際に、特定保険業(共済事業)を行っていた団体は、当分の間、行政庁の認可を受けて特定保険業を行うことができる。
- 業務は、上記の法律公布の際に行っていた特定保険業の保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者または保険の目的の範囲、保険金の支払事由が同一性であると認められるものとする。

# 《寄稿》「業者」と「お客さま」から「ともに運動する主体」へ ～労働者自主福祉運動の課題～労働組合との関係再構築のススメ

労働者福祉中央協議会 前事務局長 高橋 均

労働者福祉中央協議会(中央労福協)の前事務局長であり、労働者福祉運動に造詣を深めておられる高橋均氏から、全労済協会だよりにご寄稿をいただきました。全労済グループに対する厳しい提言もごさいますが、今後数回にわたって掲載予定ですので皆様ご一読ください。

78.5%の労働組合員が労働者の自主福祉運動組織である全労済に「未加入」または保障の備えが「不十分」であることが明らかになった。これは、全労済が職域協力団体でアンケートを実施した「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」の結果である。この結果は、労働組合と全労済の関係が思いのほか疎遠になっているという事実をわれわれに突きつけた。しかし、見方を変えれば、このところ厳しさを増している全労済事業にとって、「宝の山」が眼前に存在していることが判明したと、とらえることが出来るのではないだろうか。

周知のとおり、労働組合・労福協が1954年に大阪で、翌年5月新潟で火災共済事業を開始したのが全労済の起りである。その直後の1955年10月1日未明に起きた新潟大火を契機にして、共済事業が全国に展開していった。なぜ、新潟大火が大きなきっかけになったのか。「借りた金は返せるが、失った信用は二度と戻らない」と当時の掛金収入をはるかに上回る1千万円以上を見舞金を、新潟県内20の労働組合が新潟労働金庫から借り入れ、迅速に給付し終えたことで、火災共済の信用が一気に高まったのである。労働組合の力を発揮した共助の実績を目の当たりにして、他県の労働組合・労福協が次々と共済事業を開始する契機になったという意味で、新潟大火は記憶にとどめておくべきだろう。火災共済はリスクを分散すればするほど安定することから、その直後、中央労福協に共済懇話会が生まれ、労済設立世話人会議へと発展、ついで労済協議会・労済連、そして今日の全労済につながっていくのである。

労働組合が自主的に作り上げた全労済ゆえに、揺籃期を過ぎても、労働組合にとって労金・全労済をはじめとする「労働者自主福祉運動の推進」を運動方針の柱の一つに据えるのは当たり前であったし、事実、労働組合の役員と全労済職員が一体となって組合員をオルグし全労済の普及活動を行ってきたのである。労働組合は、文字通り労働者共済推進のための運動をともに担う存在であった。その結果、全労済は今日全国で691兆円も保障を引き受けるまでの大きな存在になっている。

ところが、1983年に誕生した「こくみん共済」が全国的に大きく普及し、職域協力団体のシェアを上回るようになったことも手伝ってか、近年では全労済と労働組合の関係があたかも「業者」と「お客さま」の関係に変容してきたのではないか、

という指摘を数多く受けるようになった。それは、全労済の職員が労働組合を訪問する際の言葉使いにも表れている。「オルグに行く」から「営業に行く」、「お疲れさま」から「ありがとうございました」へ、などと。一方の労働組合役員も全労済を保険業者の一つと見なすような傾向が強くなっている。「サービスが悪いぞ、他の業者に変えるぞ」といった言葉が平気で交わされるようになってしまったのである。それとともに、労働組合の運動方針に「労働者自主福祉運動の推進」を掲げることめっきり少なくなってしまった。せいぜい、微笑む向井理氏のきれいな清刷りが議案書に印刷され、宣伝しているぐらいだろうか。

最近、大手組合の役員研修会で「えっ、全労済は労働組合が作ったのですか？」と真顔で聞き返されてびっくりしたことがある。全労済の歴史を知らないだけでなく、そもそも協同組合である全労済の存在を知らない組合役員も増えている。職場の組合員ならなおさらと見なければならぬ。

歴史を忘れた民族は滅ぶ、という格言がある。もう一度設立時の初心に立ち返り、「ともに運動する主体」であるという自覚が労働組合に強く求められている。2012年は国連の定める「国際協同組合年」であったが、それを単なるイベントに終わらせるのではなく、これを機に労働組合サイドがまずは、協同組合に対する見方をとらえなおしてほしいと思う。労金・全労済を出入り業者と見なす現状を改め、「ともに運動する主体」としてお互いの関係を再構築してもらいたい。手始めは「労働金庫や全労済との連携」を労働組合の運動方針に掲げ、一緒に汗をかく努力をすることである。

全労済サイドも、労働組合組織率の低落傾向に歯止めがかからず、労働組合員数が漸減しているために、労働組合との関係性をやや軽視してきたのではないだろうか。その結果が、冒頭述べたアンケートの結果にも表れていると思うのだ。しかし、そもそも全労済は労働組合との関係抜きに存立しえない組織なのだから、もう一度労働組合との関係を再構築していくための行動を起こしてもらいたい。まずは、保障の不十分な78.5%の労働組合員に対するアプローチから始めてみたらどうだろうか。なにしろ、目の前に「宝の山」が横たわっているのだから。

「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」のアンケート結果から学ぶことは多い。



## 暮らしの中の社会保険・労働保険 ② 「70～74歳の医療費窓口負担のあり方」

前回、高齢化などによる給付の増大が医療保険制度の持続可能性や皆保険制度を次第に脅かしている現状を見ましたが、今回は給付効率化の試金石のひとつである70～74歳の医療費窓口負担について考えます。

### Q1. 70～74歳の医療費の窓口負担が、今なぜ懸案になっているのですか。

**A1.** 2006年の医療制度改革関連法において、予算ベースの医療給付費が2006年度の28.5兆円から2025年度には56兆円に増加すると見込まれたことを背景に、医療費抑制を含む制度改革が定められました。

この関連法の成立により、2006年10月に、70歳以上で現役並み所得者（夫婦2人世帯で年収520万円以上等、対象者約200万人）の医療費窓口負担が2割から3割に引き上げられるとともに、2008年4月からの、75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の創設、「現役並み所得者」以外の70～74歳の窓口負担の1割から2割への引き上げ、等が決められました。

〈表1〉現在の医療費窓口負担の法定割合の概要

区 分	負担割合	
小学校入学前	2割	
小学生～70歳未満	3割	
70～74歳	現役並み所得者	3割
	上記以外	2割(注)
75歳～	現役並み所得者	3割
	上記以外	1割

(注) 予算措置により1割に凍結中

しかし、後期高齢者医療制度に対する激しい反発など、高齢者医療制度改革への反対の声が強まる中で、2008年1月の2007年度補正予算において、2008年4月予定の70～74歳の窓口負担引き上げを1年間凍結するための予算約1700億円が計上され、保険者等が設置する基金への臨時特例交付金の交付等により対応することとされました。その後も毎年、補正予算において同様の措置がとられ、2013年3月まで1割負担凍結措置が継続されてきましたが、2013年4月以降も継続するかどうか2012年度補正予算の内容が注目されました。そして、今国会に提出された2012年度補正予算案では、1割負担を継続するための予算約1900億円が計上され、2月26日参議院で可決成立しました。

### Q2. 窓口負担のあり方を巡って、どのような点が議論されているのですか。

**A2.** 高齢化等に起因する社会保障給付の増大が財政を圧迫し、現役世代の保険料負担が限界に達しています。医療保険分野についても、社会保障

審議会医療保険部会や、社会保障制度改革国民会議等の場で、給付の効率化、負担と給付のバランス、世代間の負担の公平性の確保等の観点から、様々な議論が行われています。70～74歳の医療費窓口負担に関して、年齢階級別の平均収入と患者負担の状況を見れば、1人当たりでは表2のような状況となっています。1世帯当たりと比較しても同じ傾向が見られ、窓口1割負担を継続した場合には、70～74歳の世帯または個人の患者負担割合が他の年齢階級と比較して低く抑えられ、負担のアンバランスが生じていると言えます。

〈表2〉年齢階級別平均収入と患者負担の状況

年齢	医療費の窓口負担割合	1人当たり平均収入(A)	患者負担(年額)(B)	収入対患者負担割合(B/A)
75歳以上	1割(*)	168万円	7.7万円	4.6%
70～74歳	法定2割(*)	193万円	7.6万円	3.9%
70～74歳	1割凍結(*)		4.7万円	2.4%
65～69歳	3割	234万円	8.8万円	3.8%

(注1) (\*)の箇所は、現役並み所得者は3割負担

(注2) 医療費は2009年度実績の推計にもとづき計算

(注3) 収入は国民生活基礎調査による2009年の数値

出所: 社会保障審議会医療保険部会(2012年11月28日)資料より作成  
なお、高齢者団体の代表者の多くは、負担凍結措置の終了を主張しています。

### Q3. 解決に向けて、どのような選択肢が考えられるのでしょうか。

**A3.** 毎年凍結措置の対象年齢の下限を1歳ずつ引き上げ、69歳から70歳になるときに、窓口負担を3割から2割に下げ、5年間で負担凍結措置を解消する案が示されています。受診抑制の回避と医療費の抑制との両立を目指す現実的な選択肢だと考えられます。ところで、低所得者が必要な受診を抑制したり、保険料未納による無保険状態に陥ることを防ぐ必要があります。このために、所得に応じた保険料負担軽減措置や高額療養費制度等が導入されています。しかし、「平成23年度国民健康保険(市町村)の財政状況」(1月31日厚労省報道発表)によれば、市町村国保の保険料納付率は約90%であり、2036万世帯、3520万人の被保険者(いずれも年度末)のうち、約20%、約400万世帯が保険料を一部滞納し、1.4%の約29万世帯が資格証明書を交付されています。つまり、約29万世帯の人々が、一旦医療機関の窓口で医療費全額を支払わないと、原則として医療機関を受診できない状況が生まれているのです。こうした現状をさらに改善できるように、効率化による痛みの分かち合いの一方で、重点的な生活困窮者対策が求められていると言えます。

(社会保険労務士 CFP® 認定者 西岡秀昌)

# 宮城講演会開催のご案内

**参加無料** 先着**400**名

▶ **テーマ** 「復興への基軸 ～世界の構造転換と日本～」

● **日時** 2013年5月11日(土) 13時00分～16時00分

● **場所** 仙台サンプラザホテル クリスタルルーム(宮城県仙台市/JR仙台駅徒歩13分、仙石線「榴ヶ岡駅」前)

● **プログラムと出演予定**

第Ⅰ部 基調講演

寺島 実郎氏

((一財)日本総合研究所理事長、多摩大学学長、(株)三井物産戦略研究所会長)

第Ⅱ部 特別鼎談

寺島 実郎氏

奥山 恵美子氏(仙台市長)

石川 幹子氏(岩沼市震災復興会議議長)

**HPにて  
申込受付中**



全労済協会シンクタンク事業

検索

[http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think\\_tank/](http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think_tank/)

## 第137回理事会および第38回評議員会報告

**第137回理事会・第38回評議員会について、下記のとおり開催いたしました。**

**なお、若干の質疑を行いながら協議を行ったすべての議案について、承認されました。**

(1) 第137回理事会

● **日時** 2013年2月26日(火)

● **場所** 全労済協会会議室

● **議題** 第1号議案 上半期業務報告・中間決算報告  
承認に関する件

第2号議案 業務報告承認の件

第3号議案 認可特定保険業の認可申請に関する件

第4号議案 一般財団法人移行に伴う各種規程・  
規約の新設・改定に関する件

第5号議案 2013年度事業計画・収支予算  
(素案)に関する件

第6号議案 その他

(2) 第38回評議員会

● **日時** 2013年2月26日(火)

● **場所** ホテルサンルートプラザ新宿

● **議題** 第1号議案 上半期業務報告・中間決算報告  
承認に関する件

第2号議案 業務報告承認の件

第3号議案 認可特定保険業の認可申請に関する件

第4号議案 一般財団法人移行に伴う各種規程・  
規約の新設・改定に関する件

第5号議案 2013年度事業計画・収支予算  
(素案)に関する件

第6号議案 その他

## 全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
4月16日(火)	第2回運営委員会	2013年度事業計画(案)他
4月19日(金)	全労済協会創立30周年/新法人移行 記念事業	記念対談・記念レセプション(於:京王プラザホテル)

全労済協会だより vol.74 2013年3月

発行: **全労済協会**  
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会  
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>